

平成28年度における国交省(東北運輸局:青森・岩手・宮城)事業において、下記の構成により事業報告書を作成予定。

報告書構成案

第1章 本調査事業の目的・業務内容

- 1-1 本事業の目的
- 1-2 本調査事業の業務概要

第2章 トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業

- 2-1 対象集団の概要
- 2-2 パイロット事業の実施内容
- 2-3 パイロット事業の分析結果
- 2-4 今後の取引環境の改善に向けて

第3章 トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業概要版(東北運輸局管内)

- 3-1 青森県パイロット事業概要版
- 3-2 岩手県パイロット事業概要版
- 3-3 宮城県パイロット事業概要版
- 3-4 秋田県パイロット事業概要版
- 3-5 山形県パイロット事業概要版
- 3-6 福島県パイロット事業概要版

第4章 トラック運送事業に関わる共通課題への取り組み状況

4-1 人材確保に向けた取り組み

- ・地域創生人材育成事業の概要について
- ・物流事業を対象とした取り組み

(京都府・山口県・群馬県・埼玉県・長崎県)

4-2 取引環境改善に向けた取り組み

- ・荷主と運送事業者間での話し合いの重要性
- ・相互理解を深め、より良い協力関係の構築

(「荷主懇談会の実施」)

- ・東北運輸局における取り組み・荷主勧告制度について

4-3 手待ち時間、荷役時間以外の外的要因の一例

第5章 次年度以降のパイロット事業に向けた課題



日通総合研究所は、厚生労働本省に各県で実施されたパイロット事業について
とりまとめ報告(一冊の報告書)

1. 人材確保に向けた取り組み
 - ・ 厚生労働省の人材確保事業である「地域創生人材育成事業」の活用
2. 取引環境の改善に向けた取り組み
 - ・ 荷主と運送事業者間での話し合いの重要性
 - ・ 相互理解を深め、より良い協力関係の構築(荷主懇談会の実施)
 - ・ 東北運輸局における取り組み・荷主勧告制度について
3. 手待ち時間・荷役時間以外の要因による改善基準告示違反となる要因
 - ・ 高速道路等のパーキングの混雑によりトラックドライバーの休憩が困難
4. 次年度以降のパイロット事業に向けた課題
 - ・ 平成29年度パイロット事業の事業集団選定の方向性(課題のある案件を選定)

東北地方で行われた結果報告・課題等を追記し、
福島県協議会の報告書として整理

地域創生人材育成事業

人手不足分野を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かした**公的職業訓練の枠組みでは対応できない**人材育成の取組を通じて、当該分野における安定的な人材の確保を目指す。

- 平成28年度は、既の実施している10か所に加え、新たに9か所をコンテスト方式で選定。

※27年度採択地域：北海道、富山県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、鳥取県、山口県、徳島県、宮崎県

- 選定された都道府県は、地域の関係者（自治体、労働局、機構、地域労使団体、民間教育訓練機関等で構成する地域人材育成協議会を設置）と協議しつつ事業を実施。
- 国から都道府県への委託により実施する（年間上限3億円、実施期間は最長3年間を想定）。

現状

標準的な公的職業訓練のスキーム(セーフティネットとしての離職者訓練が中心)

施設内訓練

- 都道府県、高齢・障害・求職者支援機構
- ・ 主にものづくり分野における訓練の実施
- ・ 訓練期間 標準6ヶ月～1年
- (例) 金属加工、電気設備、溶接

委託訓練

- 都道府県が民間訓練実施機関(企業、専修学校等)に委託して実施
- ・ 訓練期間 標準3ヶ月～6ヶ月、標準月100時間
- ・ 委託費 原則訓練受講生1人あたり月6万円が上限
- (例) 介護サービス、情報処理、経理

地域創生人材育成事業

既存の公的職業訓練のスキームでは対応できないフレキシブルな訓練プログラムを実施して、地域に即した人材育成可能に

事例

富山県：小規模事業者による実践的訓練（伝統産業分野）

伝統産業を担う小規模事業所での雇用型訓練により、ものづくりと新商品開発・マーケティングの実践的な訓練を実施。

鳥取県：企業ニーズに即した多能工の育成

航空・医療・自動車分野の工場が新たに進出予定。そのニーズに応じた多能工をポリテクセンターと企業が共同して育成。

徳島県：「徳島暮らし」に興味を持つ者にUターンを支援

4K8K映像技術者、WEBコーダー、WEBプログラマー等を育成し、ITサテライトオフィス勤務や移住を推進。

公的職業訓練の標準モデルとして活用

物流ニッポン
平成28年9月5日

より良い協力関係構築

長時間労働を抑制へ

岩手協 荷主懇

【岩手】岩手県トラック協会（高橋嘉信会長）は8月25日、盛岡市で荷主と運送事業者による懇談会を開いた。中央支部の会員事業者と荷主ら50人がメインで出席。改善基準告示の内容などの説明を聴き、トラック業界が抱えている長時間労働や運送取引の課題について相互理解を深めた。トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会（宇佐美誠史座長、岩手県立大学助教）が、2015年に発足したことを受け、岩手協では各支部でも懇談会を順次開催している。荷主とのより良い協力関係の構築が目的で、1月

の奥州市、2月の花巻市、5月の一関市に次いで、今回が4カ所目の実施。高橋会長が「現在、人手不足が大変大きな問題となっている。ドライバーがいなくて倒産する会社も出てきた。これからは、お互いにウィンウィンの関係をつくるための取り組みを、強く推し進めていく必要がある」とあいさつ。盛岡労働基準監督署の鈴木賢治労働基準監督官が講師を務め、長時間労働の抑制と取引環境の改善をテーマに講演した。道路貨物運送事業の年間総実労働時間が、他の産業を大きく上回る実態を報告。また、労基



労基署の担当官が改善基準のポイントを解説

署の行う監督指導で、何らかの違反が見られる運送事業者が8割超に達している。荷役労働災害の多くは、荷主の事業場で発生している

データも紹介。ドライバーの労働時間短縮と安全の確保のためには、荷主の協力が不可欠——と強調した。岩手運輸支局の鈴木良一運輸企画専門官は、運送契約の書面化推進と運輸行政

の動向を説明。1月に長野県でスキーツアーバスの転落事故を起こしたバス会社が事業許可の取り消し処分となった事例や、3月に広島県で発生した山陽自動車道の追突事故の当事者とな

る運送会社が7日間の事業停止処分を受けた内容を紹介し、行政処分基準について解説した。中央支部の黒沢信理事は、トラックの運行スケジュールの例をプレゼンター

ションした。パワーポイントを使って、東北エリアでの1泊2日と関東方面への2泊3日などの行程の例を提示。拘束時間や運転時間が違反になるケースの例を説明した。（今松大）

岩手県トラック協会主催地域別 (支部別) 荷主・運送事業者 懇談会の概要

■目的

「トラック輸送における取引環境及び労働時間改善岩手県協議会」の今後の議論の展開を補完するとともに、多くの荷主企業に運送業界の運行実態を知っていただくこと、さらには協会支部の活動の活性化することを目的に開催

■講演内容

- ・労働基準監督署：改善基準告示のポイント解説
- ・運輸支局：行政処分例や処分基準（改善基準違反に係る内容）
- ・トラック協会：運行事例をもとに拘束時間等遵守のための取組み等発表

■開催場所・開催日

- 第1回 奥州地区（水沢支部）
平成28年1月16日（土）
- 第2回 花巻地区（花巻支部）
平成28年2月10日（火）
- 第3回 一関地区（一関支部）
平成28年5月27日（金）
- 第4回 県央地区（中央支部）
平成28年8月25日（木）
- 第5回 花巻地区（花巻支部）
平成29年2月16日（木）